

1、コミュニティ・スクール（CS）とは？

- ★コミュニティ・スクールは、学校の運営に保護者、地域の皆さんの声を生かす仕組みで、地域とともにある学校づくりのため、「**学校運営協議会**」を設置している学校を指し、教育委員会が指定します。

◎学校運営協議会の主な役割は

平成 16 年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、保護者や地域住民が、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限を持って学校運営に参画することができるようになった。

- ◆校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ◆学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- ◆毎年度、学校関係者評価の実施をすること

※「教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる」ことについては、学校と地域との信頼関係・協働体制の構築をまずは目指すため、本市では、主な役割に含めない。

2、運営協議会の構成は？

学校（校長）ともに行動する委員を次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命します。 ➡ 委員は学校の応援団です

◎委員構成例

- ・指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- ・指定学校の所在する地域の住民
- ・指定学校の校長、その他教職員
- ・学識経験者
- ・関係行政機関職員
- ・教育委員会が適当と認める者

委員の人数は、指定学校につき 15 名以内とします。
複数校で同一の協議会を設置する場合の委員の人数は 20 名以内とします。

3、コミュニティ・スクールの目的・メリットは？

◎CS導入の目的

学校の運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う運営協議会を設け、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざし、よりよい教育の実現に取り組む事を目的とします。

※コミュニティ・スクールが学校・地域にとって負担とならないように、事前に導入準備会を組織し、運営協議会の組織・事業内容等を協議します。

◎CS導入のメリット

組織的・継続的な体制の構築=持続可能性

○校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組みである」。

当事者意識・役割分担=社会総掛かり

○具体的な権限を有していることから、地域が学校運営に対する当事者意識を分かち合い、ともに行動する体制を構築できる。

目標・ビジョンを共有した協働活動

○「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」を通して、学校や子ども達が抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担をもって連携・協働による取組ができる」。

4、コミュニティ・スクールのイメージ



5、学校評議員制度・学校運営協議会制度・学校支援地域本部の比較

	学校評議員制度	学校運営協議会制度	学校支援地域本部
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	地域住民が、学校の支援を行うもので、これにより学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。
設置	任意設置	任意設置	任意設置
位置付け	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人として意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例がみられる。	学校の運営について、教育委員会の下部組織として、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。	地域住民等のボランティアの集まりで任意団体である。
法令上の根拠	「学校教育法施行規則」第49条 平成12年4月1日施行	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5 平成16年9月9日施行	(法的な措置はない)
	学校評議員は設置者の判断により、学校に置くことができる。	教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとする。	
資格要件等	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有するもの。	地域の住民・保護者その他教育委員会が必要と認める者。	【協議会等】 学校関係者及び地域の代表者 (校長や教職員、コーディネーターやボランティア代表、PTA関係者、公民館館長等社会教育関係者、自治会等地域の関係者等) 【地域コーディネーター】 学校と地域の実情に精通する者で、ボランティアの活動の連絡調整 【学校支援ボランティア】 学校支援活動に参加する地域住民のボランティア (法的な措置はないため、特に資格要件等を定めたものはない。)
任命	校長が推薦し、設置者が委嘱	教育委員会が任命 *委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員	
主な内容	学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。	以下の具体的な権限を有する。 ①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。	学校管理下の教育活動の支援 【例】 学習支援、部活動指導、校内の環境整備、子どもの安全確保、学校行事等の支援
	学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。		

6. Q&A

- Q 1 : 学校運営協議会と学校評議員、学社融合推進事業、学校支援地域本部事業、PTA との違いは何ですか。
- Q 2 : コミュニティ・スクールにするねらいは何ですか？
- Q 3 : 学校運営協議会はどのようなことができるのですか？
- Q 4 : コミュニティ・スクールにはどんな魅力があるのですか？
- Q 5 : コミュニティ・スクールの成果や課題
- Q 6 : コミュニティ・スクールにおける学校運営の責任者は誰ですか。
- Q 7 : 指定を取り消す必要が生じるのはどんな場合ですか。
- Q 8 : コミュニティ・スクールの基盤となる「地域」とはどのような範囲が想定されますか。
- Q 9 : 学校運営協議会の委員の構成は、どのようになるのですか。
- Q 10 : 学校運営協議会の委員の身分はどのように位置付けられますか。
- Q 11 : 学校運営協議会の委員さんが仕事をするのですか？
- Q 12 : 学校運営協議会の委員には守秘義務を課すことが必要ですか。
- Q 13 : 学校運営の基本的な方針は、具体的にどのような手続きで作成、承認されますか。
- Q 14 : 校長が作成する学校運営の基本的な方針案について、学校運営協議会の承認が得られない場合はどうなるのですか。
- Q 15 : コミュニティ・スクールの運営についての評価や情報公開はどのように行うことが考えられますか。
- Q 16 : 最近、小、中学生とはかかわりが無いのですが、そんな自分でもできることがありますか？
- Q 17 : 「熟議」・「協働」・「学校のマネジメント」とはどういうことですか？

Q 1 : 学校運営協議会と学校評議員、学社融合推進事業、学校支援地域本部事業、PTA との違いは何ですか。

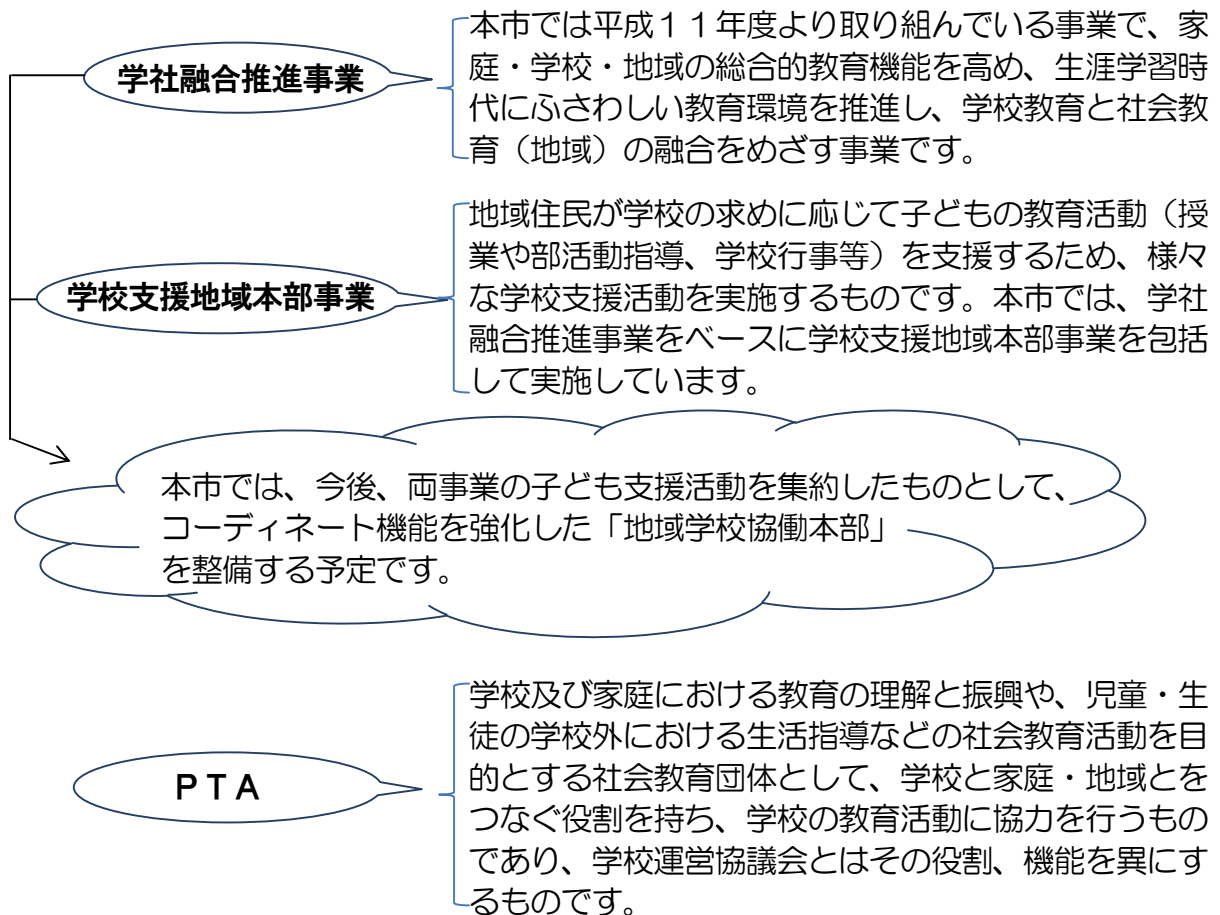
A 1 :

学校運営協議会

合議制の機関であって、法律に基づき、学校運営等について関与する一定の権限が付与されており、校長は、学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施することになります。

学校評議員

校長の求めに応じて、あくまでも個人としての立場で、学校運営に関する意見を述べるものであり、校長が地域住民等の意見を聴取するためのものです。校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定を行ったりするものではなく、校長のアドバイザー的な役割が期待されます。学校運営協議会を設置した学校には学校評議員を設置せず、学校評議員の機能は協議会に移行します。



Q2：コミュニティ・スクールにするねらいは何ですか？

A2：学校運営にあたって、保護者や地域の皆さんの**参画**が仕組みとして保障されていることが他の学校との違いです。学校と地域が力を合わせることによって、互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子供たちの成長を支えていく、そのような学校づくりを進めていくことが、コミュニティ・スクールの一番のねらいです。

Q3：学校運営協議会はどのようなことができるのですか？

A3：学校運営協議会の主な役割は3つあります。

- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認します。
 - ・学校の重点目標や年間の学校行事計画などの基本方針について、校長の説明を受け承認
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べられます。
 - ・「挨拶の指導に力を入れて欲しい」、「地域に協力を求めて欲しい」、「授業にこのような人材を活用して欲しい」などの意見
- 当該学校評価の実施

Q4：コミュニティ・スクールにはどんな魅力があるのですか？

A4：コミュニティ・スクールを、「地域というドームの中で、子どもを育てる“共育”の創造」と定義した人がいます。この取り組みの最大の特色は、学校・家庭・地域のそれぞれの教育力が向上し、このドーム空間全体の活性化、まちづくりにつながるという点です。「コミュニティ・スクール力＝学校力×家庭力×地域力」と公式にする人もいます。「足し算」でなく、相乗効果で「掛け算」になるということです。子どもや学校だけが得をするというようなものでないことは、先進地の取り組みで証明されています。

Q5：コミュニティ・スクールの成果や課題

A5：学校が抱える様々な課題を解決するために、地域と連携した学校づくりに積極的に取り組むことで、既に導入している学校では例えば次のような成果をあげています。

- 地域全体で子どもを守り育てようとする意識が高まり、多くの保護者や地域の皆さんが先生役や見守り役として学校に協力する姿が見られるようになってきました。
- 保護者の「学校への苦情」が「意見や提案、相談、協力」へと変化してきました。
- 児童生徒の学習意欲が向上してきました。
- 地域のお祭りづくりなどに参加する子どもが増え、地域が活性化してきました。

Q6：コミュニティ・スクールにおける学校運営の責任者は誰ですか。

A6：学校運営協議会は、教育目標などの大綱について承認を行うことにより、学校運営に関与するものであって、日常の学校運営は、これまでどおり校長の権限と責任で行なわれるものです。
このため、コミュニティ・スクールにおいても、学校運営の責任者は校長であることに変わりはありません。

Q7：指定を取り消す必要が生じるのはどんな場合ですか。

A7：学校運営協議会は学校の管理運営の改善を図るために設置されるものです。従って、例えば、

- ・委員同士の意見が対立して、学校運営協議会としての意思形成が行えない状態
- ・校長と学校運営協議会の方針が著しく対立し、結果として学校の円滑な運営に支障が生じている状態

・学校運営協議会としての活動の実績が認められない状態
など、その活動により、逆に学校の運営に支障が生じていたり、将来的に支障が生じるおそれが強いと認められたりする場合には、教育委員会は、設置者の責任として速やかに指定を取り消し、学校運営の支障を取り除く義務があります。

なお、そのような場合、教育委員会は、指定を取り消さざるを得ない状況に至る前に、校長と連携して、必要な指導・助言を行ったり、一部の委員を交代させたりするなど、その運営改善に努める必要があります。

Q8：コミュニティ・スクールの基盤となる「地域」とはどのような範囲が想定されますか。

A8：学校運営協議会を通じ、地域に開かれ、支えられる学校づくりを進めるという制度の趣旨に照らせば、一般的には、各学校の通学区域程度の範囲となります。ただ、「地域」の具体的な範囲については、法律上の定義は特にありません。どのような方に委員として参画してもらうことが学校の運営の改善につながるか、また、学校運営の改善を図るために協力を得る必要がある地域はどの程度の範囲なのか等の観点から、各学校・教育委員会において判断します。

Q9：学校運営協議会の委員の構成は、どのようになるのですか。

A9：学校運営協議会の委員の人数や構成等については、教育委員会の規則で定めることとしています。

現在策定中の規則案では、人数は、各指定学校につき15名以内（ただし、複数校で同一の学校運営協議会を設置する場合は20名以内）とし、構成は次により校長の推薦により教育委員会が任命します。

- (1) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 当該指定学校の所在する地域の住民
- (3) 当該指定学校の校長、その他教職員
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者

また、委員の構成としては、法律上、保護者や地域の住民については必ず委員に含まれますが、それ以外には、

- ・その学校の校長や教諭
- ・大学教授等教育行政や学校教育に識見を有する有識者
- ・社会教育関係者

などが考えられます。

なお、学校運営協議会において必要と認める場合には、児童・生徒の発達段階に配慮しつつ、当該学校の児童・生徒に意見を述べる機会を与えるなどの工夫を行うことも考えられますが、学校運営協議会は、学校の管理運営に一定の権限を持って関与する機関であるため、児童・生徒をその委員として参画させることは想定していません。

Q10：学校運営協議会の委員の身分はどのように位置付けられますか。

A10：学校運営協議会は、一定の権限を持って、学校運営に関与する機関であるため、その委員については、地方公務員法上の特別職の地方公務員として、教育委員会の責任において任命されることとなります。

なお、委員については、特別職であることから、地方公務員法における一般職としての規定は適用されませんが、その職務は公務性を有するため、例えば、刑法上の贈収賄罪等の適用があります。

Q11：学校運営協議会の委員さんが仕事をするのですか？

A11：学校運営協議会委員は、学校運営の基本方針の承認、学校評価など、学校教育全般にわたって意見を述べるとともに、自らできることで学校教育にかかわる役割を担います。実際に学校と関わりながら、子ども達の学習を支え、子ども達に寄り添い、子ども達を見守る、子ども達の未来への懸け橋となるのは、地域の一人一人の皆さんなのです。

Q12：学校運営協議会の委員には守秘義務を課すことが必要ですか。

A12：学校運営協議会の委員については、特別職の地方公務員の身分を有することから、地方公務員法の守秘義務に関する規定（第34条）は適用されません。一方で、委員は協議などを通じ、児童・生徒のプライバシー等その職務上知り得る可能性があることから、それらの情報については、一般職の公務員と同様に、委員としての任期中及び任期終了後も秘密とする義務を負うことが必要と考えられますので、教育委員会規則において委員に守秘義務を課しています。

Q13：学校運営の基本方針は、具体的にどのような手続きで作成、承認されますか。

A13：学校運営の基本方針自体は校長の権限で作成されるものですが、コミュニティ・スクールにおいては、学校運営に保護者や地域の皆さん等の意見を反映させる観点から、学校運営協議会が「承認」という形でその作成上の手続きに関与することとなります。

Q14：校長が作成する学校運営の基本方針案について、学校運営協議会の承認が得られない場合はどうなるのですか。

A14：保護者や地域の皆さんの参画を得ることで、校長の学校運営に対するサポートを得ることも、コミュニティ・スクールの重要な目的です。学校運営の基本方針案について、校長と学校運営協議会の意見が一致せず、承認が得られない場合、校長は、理解を得られるよう、十分な説明を行い、議論を尽くして成案を得るよう最大限努める必要があります。

それでもなお、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くこと等により承認が行われない場合には、校長は、例外的に、承認を得ることなく学校運営を行うことができます。ただし、そのような状況が継続する場合には、教育委員会は、実情を把握した上で必要な指導を行い、なおも著しい支障が解消されない場合には、指定を取り消すなどの措置を講ずることとなります。

Q15：コミュニティ・スクールの運営についての評価や情報公開はどのように行うことが考えられますか。

A15：学校運営協議会を置く学校については、学校運営協議会において学校の運営状況等について評価を行うなど、十分な自己点検・評価に取り組み、地域の住民や保護者に対する情報公開を行います。
また、教育委員会としても教育行政評価委員において、学校運営協議会の運営の状況や協議の内容等について点検・評価を行います。
学校運営協議会の協議内容の公表については、随時ホームページや学校だより等で公表します。

Q16：最近、小、中学生とはかかわりが無いのですが、そんな自分でもできることがありますか？

A16：最近の子どもは、友だちにも気をつかう傾向が強くなっています。そんな中で、親でも教師でもない「第三の大人」が果たす役割は、とても大きいのです。子どもの「ほんね」と接することは、子どもにも、大人にとっても、有意義です。そして、子どもから、元気の素を分けてもらうことができます。

Q17：「熟議」・「協働」・「学校のマネジメント」とはどういうことですか？

A17：「熟議」とは、学校と地域の人たちが、みんなでよく考え、話し合っていくことです。「熟議」を实らせる鍵、それはなんといっても「辛口の友人」として、子どもたちの育つ環境を共に考え・動く姿勢です。「なあなあ」の姿勢では、相乗効果は生まれません。言うべきことは、しっかりと言いましょう。
「協働」とは、同じ目的に向かって、一緒になって活動していくことです。目標を共有し、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を持つことです。相互に糊しろを持つことは大切ですが、全てを代替することはできないのです。だからこそ、互いの「よさ」や「得意分野」で、補完しあうのです。
「学校のマネジメント」とは、校長を中心に、人をつなぎ、学校の組織としての力を上手く引き出すことです。学校運営協議会という視点では、人と人をつなぐこと。つなぐことで、地域の活力を高めることです。本来学校には、地域貢献力や地域還元力があるのです。